

家具道具室内史学会誌原稿掲載規程

1. 原稿掲載資格

投稿者（主筆者）は本会会員に限る。ただし共同執筆者、または、編集委員会が適当と認めた場合は本会員に限らない。

2. 投稿条件

本学会誌には、家具、道具、室内の歴史、または、これらの観点から歴史について論じた研究論文、調査報告などとし、原則として未発表のもの。ただし、編集委員会が掲載を適当と認めた場合はこの限りではない。

3. 掲載原稿の区分

(1) 投稿原稿は下記の区分による。

- 1) 論文：学術的価値のある研究論文
- 2) 報告：研究・調査に関する報告
- 3) 資料：研究・調査上有用な資料
- 4) 書評：研究・調査上有用な書籍
- 5) 展望：研究・調査上有用な意見・提言
- 6) 記事：研究・調査上有用な記事

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿は下記の区分による。

- 1) 研究発表要旨：研究発表大会での要旨
- 2) シンポジウム・講演資料
- 3) 研究会資料
- 4) 見学会資料

4. 原稿の書き方

(1) 投稿原稿

別に定める「執筆要綱」に準拠すること。また、投稿原稿には別記内容を記入した投稿整理表を添付すること。

(2) 投稿原稿以外の掲載原稿

原稿と必要な図表を提出することとする。

5. 原稿の送付

(1) 投稿原稿

投稿原稿は原文1部と図表を含む全文のコピー2部を提出すること。ただし、提出された原稿は採否にかかわらず、いっさい返却されないため、必ず著者が正1部を保管し、副2部を本会に提出すること。

(2) 投稿論文以外の掲載原稿

編集委員会に提出する。

送付先：家具道具室内史学会編集委員会

〒152-0002 東京都目黒区目黒本町 3-13-19 生活史研究所 小泉和子宛

メール mail@jpshift2008.org

6. 原稿の審査

提出された投稿原稿は編集委員会によって速やかに審査され、掲載の採否が最終的に決定され、その結果が著者に通知される。

編集委員会は、採否の理由についての問い合わせには、書面でのみ受け付ける。この間、必要に応じて編集委員会は、著者に原稿の内容、語句、図表などについて再検討を求めることがある。

7. 費用の負担等

次項の費用は著者の負担とする。

- (1) 図表等において印刷刊行上専門家の手直し（トレース等）を要した場合の実費。
- (2) 図表等の掲載許可に要した実費。
- (3) 抜刷の印刷に要した実費。

8. 校正

著者による校正は、原則として1回限りとする。校正は誤植の訂正にとどめ、文章、図表の訂正および内容の変更をしてはならない。

9. 掲載

採用された論文は学会誌『家具道具室内史』に順次掲載する。

10. 査読料・掲載料

投稿原稿の査読料および掲載料は課さない。

1 1. 質疑

掲載論文に対しての質疑は受け付けない。

1 2. 著作権

著作権のある著作物や図表写真などの使用については、著者の責任においてその使用許可を得ることし、本会は本誌掲載の図表類について、このことによって生じる一切の責任を負わない。また、許認可の諸手続きには一切関与しない。

なお、本誌に掲載された論文の著作権は、著者に帰属するものとし、本会は編集出版権をもつものとする。

本会誌に掲載された論文等は、著者が許可した範囲で電子公開される。

1 3. 附則

(1) この規定に改訂の必要が生じた場合は、編集委員会の承認を受けて変更することができる。

(2) この規定は、2009年4月1日から施行する。

2018年8月20日改定